

岩手県告示第404号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

。

平成29年5月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 基本測量を実施する地域 盛岡市、北上市、八幡平市、滝沢市、和賀郡西和賀町及び気仙郡住田町
- 2 基本測量を実施する期間 平成29年6月26日から平成30年3月16日まで
- 3 実施する基本測量の種類 基本測量（水準測量及び電子基準点現地調査）